

令和元年 10 月 29 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

原子爆弾被爆者等健康診断実施要領の改正について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
会長 菊岡 正和
(公印省略)

原子爆弾被爆者等健康診断実施要領の改正について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本会事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部長より周知方
依頼がありました。

改正点としては、本年 10 月 1 日からの診療報酬改定及び消費増税のため、原
爆被爆者健康診断単価基準における単価及び健康診断を受診したものに対する
交通費支給基準が変更となっております。

お問い合わせ先

地域保健課 担当：福本

横浜市中区富士見町 3-1

TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464

E-mail k-fukumoto@kanagawa.med.or.jp